本
 庁

 地 域 機 関

新潟県事務決裁規程(昭和35年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動別表号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動後別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号(以下「削除別表号」という。)を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

る。				
改正	後	改正	前	
別表第4 (第6条関係)		別表第4 (第6条関係)		
(略)		(略)		
農林水産部農林水産部				
(略)		(略)		
水産課		水産課		
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項	
(1) (略)	(1) • (2) (略)	(1) (略)	(1) • (2) (略)	
(2) 水産業協同組合法	(3) <u>削除</u>	(2) 水産業協同組合法	(3) 水産業協同組合法	
第64条(同法 <u>第92条</u>		第64条(同法 <u>第86条</u>	第126条の規定によ	
<u>第4項</u> 及び第96条第		第3項、第92条第4	り、専用契約を取り	
4項において準用す		<u>項</u> 及び第96条第4項	<u>消すこと。</u>	
る場合を含む。)の規	(4) 漁業法 <u>第122条</u> の	において準用する場	(4) 漁業法 <u>第72条</u> の規	
定により、設立の認	規定により、漁場の	合を含む。)の規定に	定により、漁場の標	
可をすること。	標識の建設又は <u>漁具</u>	より、設立の認可を	識の建設又は <u>漁具</u> の	
	<u>等</u> の標識の設置を命	すること。	標識の設置を命ずる	
(3) 水産業協同組合法	ずること。	(3) 水産業協同組合法	こと。	
第68条第2項(同法	(5) \sim (16) (略)	第68条第2項(同法	(5)~ (16) (略)	
第96条第5項におい	(17) 新潟県漁業調整	<u>第86条第4項及び</u> 第	(17) 新潟県内水面漁	
て準用する場合を含	規則第22条第1項若	96条第5項において	業調整規則(昭和47	
む。)及び同法第91条	しくは第2項又は第	準用する場合を含	年新潟県規則第93	
第2項の規定によ	<u>23条第1項</u> の規定に	む。)及び同法第91条	号) 第23条第1項又	
り、解散決議の認可	より、漁業の許可の	第2項の規定によ	は第25条第1項若し	
をすること。	取消し等をすること	り、解散決議の認可	くは第2項の規定に	
	<u>(漁業法第60条第5</u>	をすること。	より、漁業の許可の	
(4) 水産業協同組合法	項第5号の内水面に	(4) 水産業協同組合法	取消し等をするこ	
第69条第2項(同法	<u>係るものに限る。)</u> 。	第69条第2項(同法	と。	
<u>第92条第5項</u> 及び第	(18) 新潟県漁業調整	第86条第4項、第92	(18) 新潟県内水面漁	
96条第5項において	規則第33条第13項に	条第5項及び第96条	業調整規則第41条第	
準用する場合を含	おいて準用する第22	第5項において準用	1項又は第43条第1	
む。)の規定により、	条第1項若しくは第	する場合を含む。)の	項若しくは第2項の	
合併を認可するこ	2項又は第23条第1	規定により、合併を	規定により、採捕の	
٤.	<u>項</u> の規定により、採	認可すること。	許可の取消し等をす	
(5) 漁業法(昭和24年	捕の許可の取消し等	(5) 漁業法(昭和24年	ること。	

法律第267号) 第14	をすること。	法律第267号) 第8	
条第4項(同条第10		条第6項の規定によ	
項において準用する		り、漁業権行使規則	
場合を含む。)、同法		又は入漁権行使規則	
第16条第2項(同条		の認可をすること。	
第5項において準用			
する場合を含む。)、			
同法第57条第5項、			
同法第58条において			
準用する第42条第3			
項及び第46条第2			
項、同法第58条にお			
いて読み替えて準用			
する第42条第5項、			
同法第64条第1項			
(同条第8項及び第			
67条第2項において			
準用する場合を含			
む。)、同法第64条第			
4項(同条第8項及			
<u>び第67条第2項にお</u>			
いて準用する場合を			
含む。)、同法第70条			
(同法第76条第3項			
において準用する場			
合を含む。)、同法第			
72条第7項、同法第			
78条第3項、同法第			
79条第3項、同法第			
80条第2項、同法第			
86条第2項(同法第			
88条第4項(同条第			
5項において準用す			
る場合を含む。)にお			
いて準用する場合を			
含む。)、同法第88条			
第2項(同条第5項			
において準用する場			
合を含む。)、同法第			
91条第3項(同法第			
88条第4項(同条第			
5項において準用す			
る場合を含む。)にお			
いて準用する場合を			
含む。)、同法第109			
条第 3 項、同法第111			
条第4項、同法第119			
条第8項、同法第165			
条第2項及び第5項			
並びに同法第170条			
第4項の規定によ			
714 - X - 196 /C 1 - C	11	I .	

- り、意見を聴くこと。 (6)漁業法第88条第1 項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、休業中又は行使を停止された期間中の漁業許可をすること。
- (7) 漁業法<u>第106条第</u> 7項(同条第9項に おいて準用する場合 を含む。)の規定によ り、<u>漁業権行使規則</u> 又は入漁権行使規則 の認可をすること。
- (8) 漁業法<u>第161条</u>の 規定により、土地の 使用等の許可をする こと。
- (9) 漁業法<u>第162条</u>又 は<u>第163条</u>の規定に より、立入等の許可 をすること。
- (10) 漁業法<u>第165条</u> 第1項の規定により、使用権の認可を し、及び同条第4項 の規定により、土地 の形質の変更等の許 可をすること。
- (11) 漁業法<u>第170条</u> 第1項の規定により、遊漁規則の認可 をし、及び同条第3 項の規定により、遊 漁規則の変更の認可 をすること。
- (12) 水産資源保護法 (昭和26年法律第 313号)第4条第7項 及び<u>第18条第3項</u> (同法<u>第19条第2項</u> 及び第21条第4項に おいて準用する場合 を含む。)の規定によ り、意見を聴くこと。
- (13) 水産資源保護法 第18条第1項の規定 により、保護水面を 指定すること。

- (6) 漁業法<u>第11条、第</u> 27条、第34条及び第 65条の規定により、 意見を聴くこと。
- (7) 漁業法<u>第36条</u>の規 定により、<u>休業中の</u> <u>漁業許可</u>をするこ
- (8) 漁業法<u>第120条</u>の 規定により、土地の 使用等の許可をする こと。
- (9) 漁業法<u>第121条</u>又 は<u>第122条</u>の規定に より、立入等の許可 をすること。
- (10) 漁業法<u>第124条</u> 第1項の規定により、使用権の認可を し、及び同条第4項 の規定により、土地 の形質の変更等の許可をすること。
- (11) 漁業法<u>第129条</u> の規定により、遊漁 規則の認可をするこ と。
- (12) 水産資源保護法 (昭和26年法律第 313号)第4条第8項 及び<u>第15条第3項</u> (同法<u>第15条の2第</u> 2項において準用す る場合を含む。)の規 定により、意見を聴 くこと。
- (13) 水産資源保護法 第15条第1項の規定 により、保護水面を 指定すること。

- (14) 水産資源保護法 第19条第1項の規定 により、保護水面の 区域を変更し、又は 指定を解除するこ と。
- (15) 新潟県漁業調整 規則(<u>令和2年新潟</u> <u>県規則第59号</u>) <u>第11</u> <u>条第7項及び第33条</u> <u>第5項</u>の規定によ り、意見を聴くこと。
- (16) 新潟県漁業調整 規則<u>第42条第1項</u>の 規定により、岩礁破 砕等の許可をするこ と。

(略)

(略)

別表第5 (第14条の2関係)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長 (水産振興担当) 専決事項

- (1) \sim (5) の 4 (略)
- (5)の5 水産業協同組合法第48条第2項(同法第 96条第3項において準用する場合を含む。)の規 定による定款の変更の認可をすること。
- (5)の6 水産業協同組合法第48条第4項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。)<u>又は同法第84条の7第2項</u>の規定による定款の変更の届出を受理すること。
- (5)の7 (略)
- (5)の8 水産業協同組合法<u>第68条第6項</u>(同法第96条第5項において準用する場合を含む。)<u>又は同法第85条の4第2項</u>の規定による解散の届出を受理すること。
- (5)の9 水産業協同組合法第85条の2第4項の 規定による成立の届出を受理すること。
- (5)の10 水産業協同組合法第85条の5第3項の 規定による合併の届出を受理すること。
- (5)の11 水産業協同組合法第86条の9の規定に よる組織変更の届出を受理すること。
- (5)の12 (略)
- (5)の13 (略)
- (5)の14 (略)
- (6) 漁業法<u>第57条第1項</u>の規定による<u>農林水産省</u> 令で定める漁業(小型機船底びき網漁業のうち

- (14) 水産資源保護法 第15条の2第1項の 規定により、保護水 面の区域を変更し、 又は指定を解除する こと。
- (15) 新潟県漁業調整 規則(<u>昭和39年新潟</u> <u>県規則第67号</u>)第<u>9</u> <u>条、第25条、第26条</u> <u>及び第28条</u>の規定に より、意見を<u>きく</u>こ と。
- (16) 新潟県漁業調整 規則<u>第43条第1項</u>の 規定により、岩礁破 砕等の許可をするこ と。

(略)

(略)

別表第5 (第14条の2関係)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長 (水産振興担当) 専決事項

(1) \sim (5) の 4 (略)

- (5)の5 水産業協同組合法第48条第2項(同法<u>第</u>86条第2項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可をすること。
- (5)の6 水産業協同組合法第48条第4項(同法<u>第</u> 86条第2項及び第96条第3項において準用する 場合を含む。)の規定による定款の変更の届出を 受理すること。
- (5)の7 (略)
- (5)の8 水産業協同組合法<u>第68条第5項</u>(同法<u>第86条第4項及び</u>第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出を受理すること。

(5)の9 (略)

(5)の10 (略)

(5)の11 (略)

(6) 漁業法<u>第66条第1項</u>の規定による漁業(小型 機船底びき網漁業のうち新潟県漁業調整規則第 機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること(同法<u>第60条第5項第2号</u>に規定する海面に係るものに限る。)。

(6)の2 漁業法<u>第57条第1項</u>の規定による<u>農林水産省令で定める</u>漁業の許可をすること(同法<u>第60条第5項第5号</u>に規定する内水面に係るものに限る<u>第20号から第23号までにおいて同じ。</u>)。

(7)~(11) (略)

- (12) 新潟県漁業調整規則<u>第4条第1項</u>の規定による漁業(<u>同項第5号</u>(こぎ刺し網及びまき刺し網を除く。)及び第8号に掲げる漁業を除く。 次号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること。
- (13) 新潟県漁業調整規則<u>第6条</u>の規定<u>による起</u> 業の認可<u>をする</u>こと。
- (14) 新潟県漁業調整規則<u>第13条第1項又は第2</u> 項(これらの規定を同規則第33条第13項におい <u>で準用する場合を含む。</u>)の規定により、<u>許可等</u> の条件を付けること。
- (15) (略)
- (16) 新潟県漁業調整規則<u>第24条</u>の規定により、 許可証を交付すること。
- (17) 新潟県漁業調整規則<u>第29条(同規則第33条</u> 第13項において準用する場合を含む。)の規定に より、許可証を書換え交付し、又は再交付する こと。

- (18) <u>新潟県漁業調整規則第33条第1項</u>の規定に よる水産動植物の採捕の許可をすること。
- (19) 新潟県漁業調整規則第33条第9項の規定により、許可証を交付すること。

(20) 新潟県漁業調整規則第44条第1項の規定に よる水産動植物の採捕を許可すること。

- 6条の表に規定する機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること(同法第84条第1項に規定する海面に係るものに限る。)。
- (6) の 2 漁業法<u>第66条第1項</u>の規定による漁業 の許可をすること(同法<u>第8条第3項</u>に規定す る内水面に係るものに限る。)。

(7)~(11) (略)

- (12) 新潟県漁業調整規則<u>第7条</u>の規定による漁業(<u>同条第5号</u>(こぎ刺し網及びまき刺し網を除く。)及び第8号に掲げる<u>漁業の方法による</u>漁業を除く。次号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること。
- (13) 新潟県漁業調整規則<u>第10条</u>の規定<u>により、</u> <u>許可証を交付する</u>こと。
- (14) 新潟県漁業調整規則<u>第14条</u>の規定により、 制限又は条件を付けること。
- (15) (略)
- (16) 新潟県漁業調整規則<u>第19条</u>の規定により、 許可証を<u>書換え交付し、又は再交付する</u>こと。
- (17) 新潟県漁業調整規則<u>第21条の規定による起</u> 業の認可をすること。
- (17)の2 新潟県内水面漁業調整規則第9条の規 定により、許可証を交付すること。
- (17)の3 新潟県内水面漁業調整規則第13条の規 定により、制限又は条件を付けること。
- (17)の4新潟県内水面漁業調整規則第15条第1項の規定による変更の許可をすること。
- (17)の5 新潟県内水面漁業調整規則第18条の規 定により、許可証を書換え交付し、又は再交付 すること。
- (18) <u>新潟県内水面漁業調整規則第27条</u>の規定に よる水産動植物の採捕の許可をすること。
- (19) <u>新潟県内水面漁業調整規則第30条</u>の規定により、許可証を交付すること。
- (20) 新潟県内水面漁業調整規則第33条の規定により、制限又は条件を付けること。
- (21) 新潟県内水面漁業調整規則第35条第1項の 規定による変更の許可をすること。
- (22) 新潟県内水面漁業調整規則第38条の規定に より、許可証を書換え交付し、又は再交付する こと。
- (23) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第1項の 規定による水産動植物の採捕を許可すること。

- (21) 新潟県漁業調整規則第44条第3項(同条第 7項において<u>読み替えて</u>準用する場合を含む。) の規定により、許可証を<u>交付し、又は書き換え</u> て交付すること。
- (22) 新潟県漁業調整規則第44条第4項 (同条第 7項において準用する場合を含む。)の規定によ り、許可の条件を付けること。
- (23) 新潟県漁業調整規則第44条第6項の規定に よる許可証に記載された事項の変更の許可をす ること。

(略)

- (24) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第3項 (同条第8項において準用する場合を含む。)の 規定により、許可証を交付すること。
- (25) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第4項 (同条第8項において準用する場合を含む。)の 規定により、制限又は条件を付けること。
- (26) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第7項の 規定による許可証に記載された事項の変更の許 可をすること。

(略)